

令和6年9月30日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

# 防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

## 目 次

I	地震被害想定調査の見直しと新たな地震防災戦略の策定……………	1
II	令和6年台風第10号に伴う大雨への対応……………	5
III	南海トラフ地震臨時情報と県西部での震度5弱の地震への対応……………	8
IV	神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正素案……………	11
V	かながわ消費者施策推進指針の改定素案……………	12
VI	令和5年度神奈川県内における消費生活相談概要……………	14

参考資料1 神奈川県石油コンビナート等防災計画修正素案

参考資料2 かながわ消費者施策推進指針（第4次）改定素案

# I 地震被害想定調査の見直しと新たな地震防災戦略の策定

昨年度から、地震被害想定の見直しと新たな地震防災戦略の策定に取り組んでおり、本年度は、昨年度の検討を踏まえ、最終的なとりまとめを行う。現時点までの検討状況は次のとおりである。

## 1 実施体制

有識者や市町村等で構成する「地震被害想定調査委員会」をベースに「シナリオ検討部会」「地震動・構造物被害等検討部会」「地震防災戦略等検討部会」の3つの部会を設置し、検討を進めている。

## 2 地震被害想定調査

### (1) 被害量の推計

本県に最も大きな被害をもたらす大正型関東地震の被害量の推計結果は次表のとおりである。

- ・ 人的被害（死者数（人））

	揺れ等	火災	津波	合計
前回の調査の結果 (平成25～26年)	17,700	1,330	12,530	31,560
今回の調査の結果 (暫定値)	11,835	903	8,213	<b>20,951</b>

- ・ 物的被害（全壊棟数（棟））

	揺れ等	津波	合計
前回の調査の結果 (平成25～26年)	429,130	5,270	434,400
今回の調査の結果 (暫定値)	354,529	3,301	<b>357,830</b>

※ 大正型関東地震・冬18時発災の場合

※ 上記推計は、前回と同じ推計手法により算出している。国が現在、調査を進めている「南海トラフ巨大地震」に係る被害想定推計手法も踏まえ、最終的な被害量を算出する。

### (2) シナリオ型被害想定

時間の推移で変化する被害の様相とそれに伴う自治体の対応を描く応急対応シナリオ、県民が直面する場面と行動を描く県民シナリオの検討を進めている。

### 3 新たな地震防災戦略（骨子）

#### (1) 目標とする未来の姿

『誰一人取り残さない』防災を目指して

#### (2) 当面の目標期間

令和7年度から令和16年度まで（10年間）

#### (3) 当面の目標（減災目標）

大正型関東地震による死者を5割削減

#### (4) 目標達成の方向性・視点

ア 災害に弱い立場に目を向ける

イ DXの推進

ウ まちづくり

エ 自助、その延長にある共助

オ フェーズフリー

#### (5) 重点プロジェクト

揺れや津波等による直接死、避難生活の悪化や長期化に伴う災害関連死を回避し、減災目標を達成するために有効な重点プロジェクトを設定する。現時点で次の10のプロジェクトを検討している。

<b>P J 1</b>	<b>防災におけるDXの推進</b>
○ 発災から復興まで、災害時のあらゆるフェーズや場面において、デジタル技術の活用を促進する。	
○ デジタル技術を活用し、県民の防災意識の向上や避難対策の強化を図る。	
<b>P J 2</b>	<b>防災に関する知識・意識の向上</b>
○ リアルな映像や紙媒体、訓練等、様々な取組を通じて、県民の自助と共助、防災に関する意識と知識の向上を図る。	
○ 発災時に被災を逃れた方が、共助の担い手となれる仕組みの整備を進める。	
<b>P J 3</b>	<b>減災に資するインフラ整備</b>
○ 道路・ライフラインの強靱化や応急復旧体制の強化、揺れや火災、土砂崩れ、津波等に対応する災害に強いまちづくりを進める。	
<b>P J 4</b>	<b>建築物の耐震対策の推進</b>
○ 耐震性に課題のある住宅の耐震化を促進する。	
○ 緊急輸送道路の沿道建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促進する。	
○ 要配慮者が利用する施設の耐震対策を強化する。	

<b>P J 5</b>	<b>避難対策の強化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 迅速で適切な避難行動が取れるよう普及啓発を強化する。</li> <li>○ 円滑な広域避難、避難者を適切に把握・管理し、迅速で適切に支援を行うための体制整備を進める。</li> <li>○ 在宅で避難を行う環境や支援体制の整備に努める。</li> <li>○ 市町村や地域住民、民間団体と連携し、避難所の生活環境を迅速に確保する体制整備を進める。</li> </ul>	
<b>P J 6</b>	<b>要配慮者対策</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要配慮者やその家族が自ら災害への備えを行う「自助」、要配慮者の避難を支える「共助」の意識や仕組みの充実に努める。</li> <li>○ 在宅避難の環境整備や避難所の受入体制を強化する。</li> </ul>	
<b>P J 7</b>	<b>地域防災の体制強化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防団や自主防災組織、ボランティア等、地域防災活動の活性化と災害対応力の強化を図る。</li> <li>○ 消防団の活動しやすい環境整備に努める。</li> </ul>	
<b>P J 8</b>	<b>災害時保健・医療・福祉提供体制の充実強化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対応を担う医療機関との情報共有・連絡調整体制を充実させる。</li> <li>○ 災害や被災者の状況に応じて、適時適切な保健・医療・福祉の提供体制を整える。</li> <li>○ 医療機関、社会福祉施設の耐災害性・業務継続体制の強化に努める。</li> </ul>	
<b>P J 9</b>	<b>災害時応急・受援体制の強化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関連携による救出・救助等の対応力強化を進める。</li> <li>○ 全国からの応援部隊の受援体制の充実を図る。</li> <li>○ 発災初期の情報収集及び救出・搬送等を担う航空機の運用や受援体制を強化する。</li> <li>○ 災害対応の第一線を担う市町村の支援体制の強化に努める。</li> </ul>	
<b>P J 10</b>	<b>被災者の生活支援と被災地の迅速な復旧</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活環境の悪化に伴う災害関連死の抑止に努める。</li> <li>○ 被災者の生活再建や被災地の復興を迅速かつ円滑に進めるための体制整備を進める。</li> </ul>	

### 3 主なスケジュール

- 令和6年12月 新たな地震防災戦略（素案）及び被害想定結果概要を防災警察常任委員会に報告
- 令和7年1月 戦略（素案）について、県民意見反映手続（パブリックコメント）を実施
  - 2月 新たな地震防災戦略（案）及び被害想定結果を防災警察常任委員会に報告
  - 3月 神奈川県防災会議に報告、決定後公表

## II 令和6年台風第10号に伴う大雨への対応

台風第10号の影響により、本県では、南から暖かく湿った空気が流れ込み続け、県内4つの地点で、昭和51年の統計開始以来最多の雨量を記録する大雨となった。この大雨の影響により、人的被害、住宅の浸水や全壊、土砂崩れなどの被害が発生した。

### 1 大雨の状況

8月22日にマリアナ諸島で発生した台風第10号は、発達しながら北西へ進み、日本付近で非常に強い勢力となって、29日8時頃、鹿児島県薩摩川内市付近に上陸、その後も、ゆっくりとした速度で九州や四国を通過して東海道沖に進み、9月1日に熱帯低気圧に変わった。

県内は、動きの遅い台風や太平洋高気圧の縁を回る暖かく湿った空気の影響が長く続き、8月29日から9月2日にかけて大雨となった。気象庁のアメダス（気象観測システム）による観測で、県内4カ所で、観測史上1位の値を更新した。これは平年の8月の月降水量の2.1から3.3倍に相当する。

＜月最大72時間降水量が観測史上1位を更新した箇所＞

相模原市中央	420.5mm	（9月1日12時20分）
平塚市	427.5mm	（9月1日9時50分）
小田原市	529.5mm	（9月1日7時30分）
海老名市	444.5mm	（9月1日12時50分）

### 2 気象警報等の発表状況

大雨警報は、8月29日12時47分に松田町及び山北町に発表された後、対象地域が県内のほぼ全域に拡大し、勢力が熱帯低気圧に衰えた翌日の9月2日10時16分には、県内全ての警報が解除された。

また、土砂災害警戒情報については、8月29日16時35分に松田町と山北町に発表された後、29市町村に発表され、9月2日4時55分までに全て解除された。

### 3 県の対応

#### (1) 台風に関する説明会等の開催

横浜地方気象台との共催により、市町村及び関係機関向けに「台風第10号に関する説明会」を2回、「自治体向け今後の大雨に関する説明会」を1回開催し、台風第10号の進路予想や雨風の影響などの情報共有と、台風の接近に備えた防災対応の注意喚起を行った。

＜開催日＞

台風に関する説明会 第1回 8月26日、第2回 8月29日

**(2) 県の体制**

- 8月29日 県内に大雨警報が発表されたことに伴い、警戒体制に移行  
8月30日 台風の接近に伴う長期間の大雨に備え、知事を本部長とする災害対策本部（第一次本部体制）を設置  
9月2日 気象警報や市町村の避難指示が解除され、大きな被害の拡大の恐れがなくなったことから、災害対策本部を終了（第一次本部体制を解除）

**(3) 知事メッセージの発出**

記者発表や県ホームページ、かながわ防災パーソナルサポート等により、知事メッセージを発出した。

（知事メッセージのポイント）

- ・長期間の降雨が予想されること
- ・ハザードマップで、洪水や土砂災害の危険度を確認すること
- ・気象情報や自治体からの情報を確認すること
- ・危険な場所にいる場合は、速やかに安全な場所に避難すること
- ・自分だけは大丈夫と思わず、危険を感じたら早めに避難すること
- ・増水した河川、急な斜面など危険な場所には近づかないこと

**(4) 広報（注意喚起）**

県ホームページに、トップ画面からアクセスする特設ページを設置し、状況に合わせた情報を発信したほか、「かながわ防災パーソナルサポート」や「X（旧ツイッター）」を活用して、適時適切な注意喚起を実施した。

**(5) 災害救助法の適用**

災害対策本部の設置後速やかに、大きな被害が見込まれる10市町に対して、災害救助法第2条第1項及び同法施行令第1条第1項第4号<sup>\*</sup>の規定に基づき適用を決定した。

※多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等

＜災害救助法を適用した市町＞

平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、湯河原町

**(6) 被害情報の取りまとめと公表**

市町村や警察本部と連携し、県内に気象警報が発表されている間、26回にわたり最新の被害情報を取りまとめ、公表した。



#### 4 被害状況（9月2日10時現在）

##### (1) 人的被害5名（軽傷）

死者 0名

行方不明者 0名

重傷 0名

軽傷 5名（平塚市2名、小田原市1名、伊勢原市1名、寒川町1名）

##### (2) 建物被害72棟（住家被害72棟、非住家被害0棟）

全壊 1棟（小田原市1棟）

一部破損 4棟（横浜市1棟、平塚市1棟、小田原市1棟、伊勢原市1棟）

床上浸水29棟（平塚市16棟、藤沢市1棟、大磯町1棟、二宮町10棟、箱根町1棟）

床下浸水38棟（川崎市1棟、相模原市2棟、平塚市13棟、藤沢市7棟、小田原市2棟、厚木市1棟、大磯町5棟、二宮町7棟）

##### (3) 土砂崩れ86件

（川崎市2件、相模原市2件、平塚市28件、小田原市1件、厚木市3件、海老名市1件、大磯町13件、二宮町4件、中井町3件、真鶴町1件、湯河原町28件）

#### 5 避難対策の状況

##### (1) 避難指示等の発令

「緊急安全確保」 1町

「避難指示」 24市町村

「高齢者等避難」 1市

##### (2) 避難所の状況

27市町村454箇所で開催

#### 6 今後の対応

災害救助法を適用した市町等と連携し、住宅が被災した被災者等の支援を行う。

今回の対応を踏まえ、現行の対策の検証を進め、来年度の水防災戦略の改定への反映に努める。

### Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報と県西部での震度5弱の地震への対応

令和6年8月8日に日向灘を震源に発生した地震を受け、令和元年5月の運用開始後初となる「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された。その翌日には、県西部を震源とする最大震度5弱の地震が発生した。

#### 1 南海トラフ地震臨時情報への対応

##### (1) 南海トラフ地震と本県への影響

###### ア 南海トラフ地震の概要

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界（南海トラフ）を震源とする大規模地震。概ね100～150年間隔で繰り返し発生しており、国の地震調査研究推進本部の長期評価では、マグニチュード8から9の大規模地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%とされている。

また、南海トラフ地震による死者数について、国は最大約32万3千人と推計している。

###### イ 本県への影響等

- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、地震防災対策の推進が必要な防災対策推進地域に27市町、津波避難対策の強化が必要な津波避難対策特別強化地域13市町が指定されている。
- 本県の地震被害想定では、南海トラフ地震の発生により、最大震度6弱の揺れと津波により、死者は1,740人と推計している。

##### (2) 南海トラフ地震臨時情報について

南海トラフ沿いで地震の発生など、異常な現象が観測され、国の評価検討会が、南海トラフ地震の想定震源域で大規模地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると評価した場合に、気象庁が次の情報を発表し、後発地震への注意等呼びかける。

###### ア 巨大地震注意

監視領域内において、マグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合等に発表

###### イ 巨大地震警戒

想定震源域内のプレート境界において、マグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合に発表

##### (3) 8月8日の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）への対応

###### ア 県の体制

神奈川県地域防災計画に基づき、注意情報の発表後、直ちに第一次応急体制を敷き、25分後に知事メッセージを発出、45分後には、

全庁横断的な危機管理対策会議幹事会を開催し、地域防災計画に基づく県の対応や関係機関との連絡体制を確認し、後発地震への備えを強化した。

イ 県民への呼びかけ

知事メッセージを発出し、県ホームページの特設ページや「かながわ防災パーソナルサポート」「X (旧ツイッター)」などで周知し、平時からの地震への備えの再点検などを呼びかけた。

(知事メッセージのポイント)

- ・巨大地震注意は、平時からの地震への備えを確認するために出す情報であり、直ちに地震が発生することを意味するものではないこと
- ・日ごろからの地震への備えの再点検を行うこと
- ・今後の情報に留意し、冷静に対応すること

(4) 今後の対応

今回発表された臨時情報については、わかりにくいこと等が指摘されていることから、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」や「(巨大地震警戒)」が発表された際に、県民がどういう対応を行う必要があるのか、わかりやすい周知方法を検討する。

## 2 県西部を震源とする地震への対応

### (1) 地震の概要

ア 発生日時 令和6年8月9日 19時57分

イ 震源等

(ア) 震源地：神奈川県西部（北緯 35.4 度 東経 139.2 度）

(イ) 震度

震度 5 弱：厚木市、中井町、松田町、清川村

震度 4：横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町、大井町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、愛川町

ウ 被害状況（令和6年8月10日現在）

(ア) 人的被害

軽傷 3 名（横須賀市、伊勢原市、松田町）

(イ) 建物被害

一部損壊 6 棟（平塚市 1 棟、南足柄市 2 棟、清川村 3 棟）

(ウ) その他

断水 10,510 戸（秦野市、大井町）

## (2) 本県の対応

### ア 県の体制

配備基準に基づき、第一次応急体制を敷き、情報収集と警戒体制を強化した。

### イ 知事メッセージの発出

南海トラフ地震臨時情報発表翌日の地震発生であることから、冷静な行動と日ごろの地震への備えの再点検を呼びかけるメッセージを発出した。

(知事メッセージのポイント)

- ・ 温泉地学研究所が地震の震源域を観測しており、大きな地殻変動などは確認されていないこと
- ・ 箱根火山の活動への影響も認められないこと
- ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が継続中であるため、改めて、地震への備えの再点検を行うこと
- ・ テレビやラジオ等による正確な情報の把握に努め、デマや流言に惑わされないこと

## (3) 今後の対応

温泉地学研究所における地震の震源域の観測を継続し、状況を注視していく。

## IV 神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正素案

コンビナート地域における高圧ガスの製造許可等の権限を横浜市及び川崎市に令和7年4月1日に移譲する予定である。これを踏まえ、「神奈川県石油コンビナート等防災計画」を修正する。また、前回修正（令和2年3月）以降の時点修正も併せて行う。

### 1 修正素案の概要について

#### (1) 権限移譲に伴う県、横浜市及び川崎市の役割の見直し

権限移譲した際も、従前と同様にコンビナート地域における防災活動、応急活動等が適切に実施できるよう、県、横浜市消防局及び川崎市消防局の役割を見直し、実施責任や処理すべき事務等に反映する。

#### (2) 時点修正

- ・ 大型の石油タンクに義務付けられている地震対策について、猶予期間が令和6年3月に満了したことを踏まえた修正を行う。
- ・ 石油タンク等の危険物施設に関する風水害対策を推進するため、特定事業所において、国の防災基本計画に沿った規程類の整備及び必要な措置等を講じる旨を追加する。
- ・ その他機関名の追加・変更等の語句の修正を行う。

### 2 今後のスケジュール（予定）

- |         |  |
|---------|--|
| 令和6年10月 | 修正素案について県民意見反映手続(パブリックコメント)を実施                                       |
| 11月     | 第3回県議会定例会へ事務処理の特例に関する条例の一部改正議案を提出<br>(令和7年4月に施行し、横浜市及び川崎市に権限移譲等を行う。) |
| 令和7年2月  | 修正案を防災警察常任委員会に報告   |
| 3月      | 神奈川県石油コンビナート等防災本部会議で計画の修正案の審議、決定                                     |

### <参考>神奈川県石油コンビナート等防災計画の概要

神奈川県石油コンビナート等防災計画は、石油コンビナート等災害防止法第31条に基づき、本県の石油コンビナート等特別防災区域における防災に係る処理すべき事務又は業務について神奈川県石油コンビナート等防災本部が定める計画である。

前回の修正では、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応の追加等を行った。

## V かながわ消費者施策推進指針の改定素案

県では、令和2年3月に改定した「かながわ消費者施策推進指針」を基本方針として、消費者施策を展開してきた。

令和6年度で改定後5年となることから、消費者を取り巻く社会状況の変化や課題などを踏まえ指針を改定することとし、神奈川県消費生活審議会に諮問を行い、次のとおり改定素案を作成した。

### 1 改定素案の概要

#### (1) 基本理念

「消費者の権利の尊重と消費者市民社会の形成」を基本理念とし、消費者をめぐる現状と課題を踏まえ、消費者施策を推進する。

#### (2) 施策体系

消費者を取り巻く社会状況の変化や課題に対応し、基本理念を実現するため、2つの重点的な取組を設定するとともに、4つの基本方向に基づき全体の施策を展開する。

##### ア 重点的取組

- ・ 誰ひとり取り残さない消費者施策の展開
- ・ デジタル社会に対応した消費者力の育成

##### イ 基本方向

###### (ア) 消費者力の育成・強化

- ・ 消費者トラブルの未然防止と消費者の対応力向上
- ・ 消費者トラブルの未然防止に向けた環境整備
- ・ 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進

###### (イ) 消費者トラブルへの対応と被害の救済

- ・ かながわ中央消費生活センターにおける相談対応
- ・ 消費者被害の救済
- ・ その他の被害への対応

###### (ウ) 事業者への指導等による消費者の利益の保護

- ・ 不当な行為を行う事業者への指導等による取引の適正化
- ・ 消費者から信頼される事業者活動の促進
- ・ 商品及びサービスの安全・安心の確保

###### (エ) 「オールかながわ」による消費者施策の推進

- ・ 関係団体や市町村の取組の支援
- ・ 関係団体や市町村との連携

### 2 スケジュール

令和6年10月 改定素案について県民意見反映手続（パブリックコメント）を実施

12月 神奈川県消費生活審議会で改定案（案）を審議  
令和7年 1月 神奈川県消費生活審議会より答申  
2月 改定案を防災警察常任委員会に報告  
3月 指針改定

## VI 令和5年度神奈川県内における消費生活相談概要

県では、消費生活における各種トラブル解決のための助言やあっせんなどを行う消費生活相談を実施しており、このたび、令和5年度の相談概要をとりまとめた。

### 1 相談件数の推移

県内の消費生活相談窓口で受け付けた、令和5年度の相談総件数（「苦情」と「問合せ」の合計）は63,859件で、前年度（64,143件）と比べ0.4%減少した。また、相談総件数のうち、「苦情」は59,114件で、前年度（59,661件）と比べ0.9%減少した。

### 2 増加傾向にある「点検商法」に関する相談

「点検」と称して電話や訪問をし、「工事をしないと危険」などと不安をあおって契約させる「点検商法」に関する苦情相談件数は2,471件で、前年度（1,348件）と比べ、約1.8倍と過去最多の件数となった。

主な相談事例は、次のとおり。

#### (1) 屋根工事

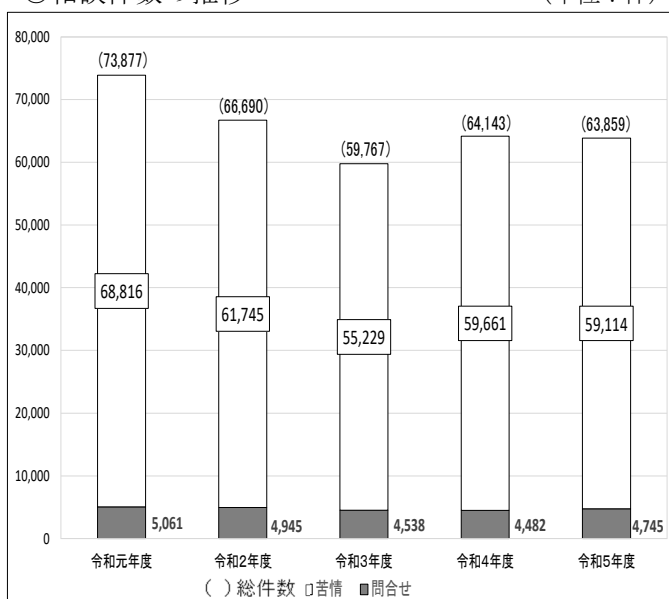
事業者がいきなり訪問してきて、無料で点検するというので、お願いしたところ、「このまま放置すると雨漏りするので修理しないと大変なことになる」と不安をあおられ、勧められるままに高額な契約をしてしまった。

#### (2) 給湯器

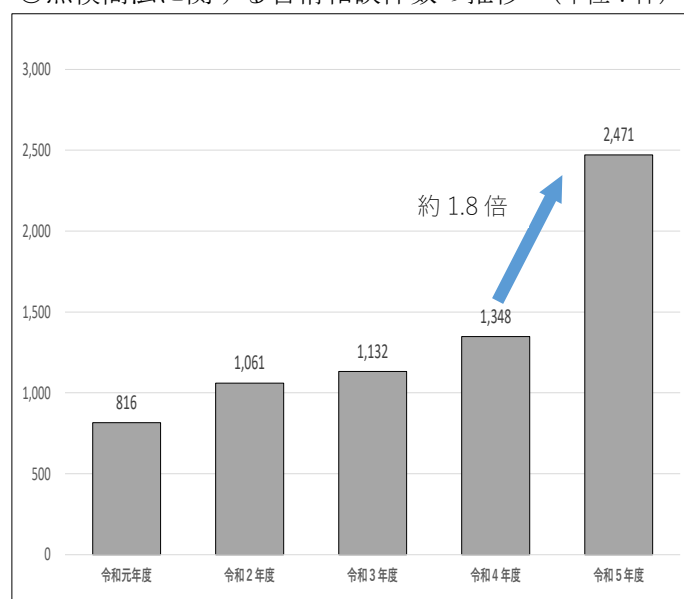
「給湯器の点検をする」と訪問してきた事業者に、給湯器の交換を勧められ、管理会社が委託している事業者だと思い、交換工事をしたが、後日確認すると全く関係のない事業者だったことがわかった。

○相談件数の推移

（単位：件）



○点検商法に関する苦情相談件数の推移（単位：件）



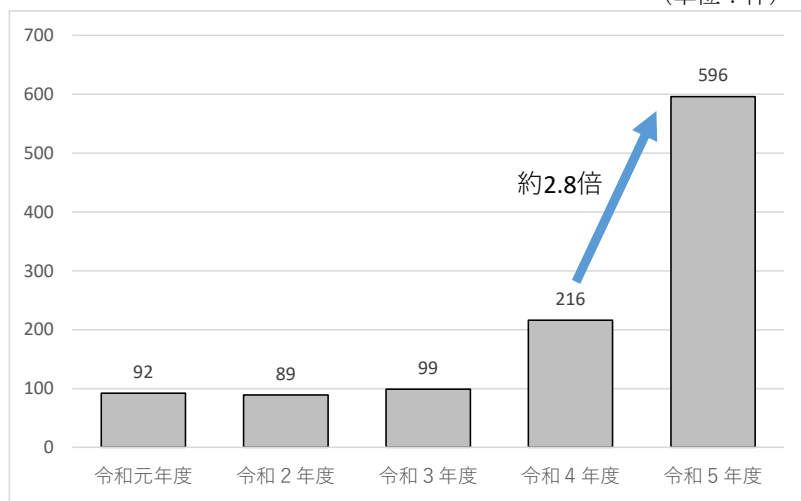


### 3 高齢者（契約当事者が65歳以上）の苦情相談

高齢者の苦情相談件数は18,492件で、前年度（17,578件）と比べ5.2%増加した。また、全体に占める割合は、31.3%で、前年度（29.5%）と比べ1.8ポイント増加している。高齢者の傾向として、点検商法に関する相談の中でも、特に「給湯システム」に関する苦情相談件数が、前年度と比べ約2.8倍に増加している。

○高齢者の「給湯システム」に関する苦情相談件数

(単位：件)



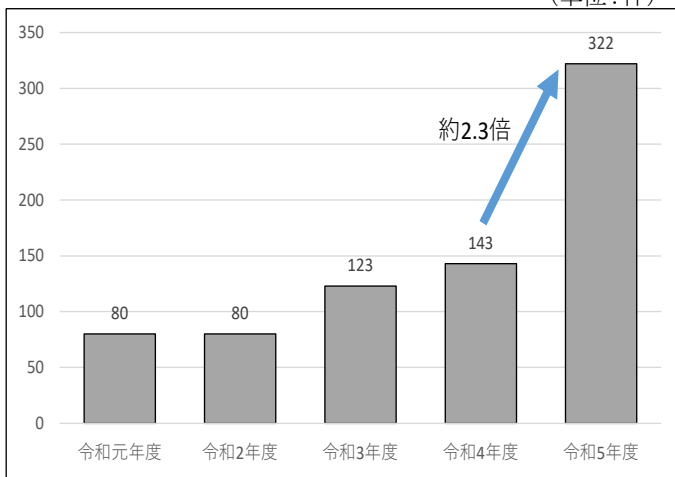
### 4 若者（契約当事者が29歳以下）の苦情相談

若者の苦情相談件数は7,397件で、前年度8,128件と比べ9.0%減少した。また、全体に占める割合は、12.5%で、前年度13.6%と比べ1.1ポイント減少しているが、「美容医療」に関する苦情相談件数は、前年度と比べ約2.3倍に増加している。

なお、令和4年4月に成年年齢が18歳に引き下げられたが、過去5年間の相談件数では、18歳は200件から300件台、19歳は300件から400件台で推移している。

○若者の「美容医療」に関する苦情相談件数

(単位：件)



○18歳・19歳 苦情相談件数の推移

(単位：件)

